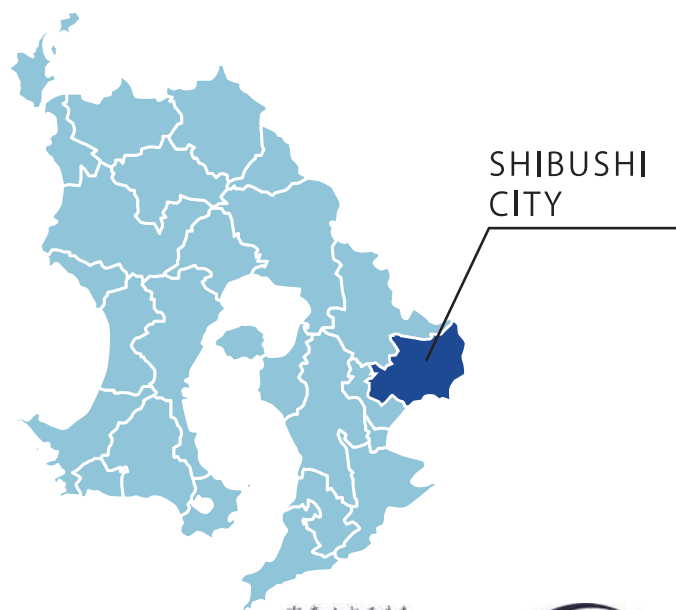


# 志布志市 企業立地ガイド



## SHIBUSHI Industrial Location Guide



志あふれるまち

鹿児島県  
志布志市

SHIBUSHI  
KAGOSHIMA, JAPAN



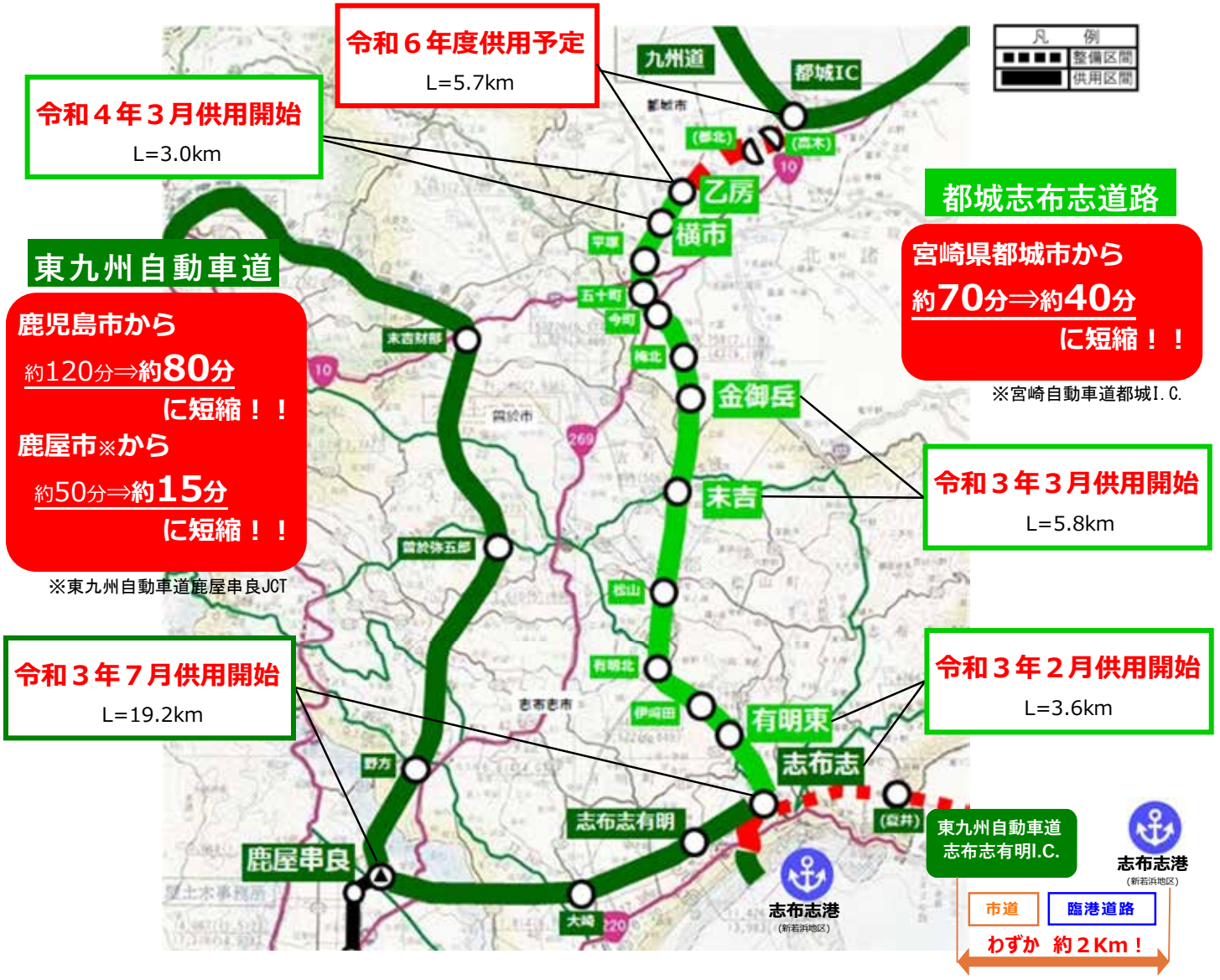
# 「鹿児島県志布志市」の概要

※R5.8.31現在

人口	29,314人	世帯数	15,180世帯	面積	290.25 km <sup>2</sup>
交通アクセス	鹿児島市 から 車で約1時間30分(東九州自動車道志布志I.C.経由) 鹿児島空港から 車で約1時間30分(バスで約1時間50分) 宮崎市 から 車で約1時間20分 宮崎空港 から 車で約1時間20分				※いずれも高速道路使用

## 志布志市の交通アクセスが大きく変わります。

東九州自動車道 (鹿屋串良 JCT ~ 志布志 IC) 続々と、  
 都城志布志道路 (金御岳IC~末吉IC / 有明東IC~志布志IC) 供用開始!  
 (横市IC ~ 乙房IC)



道路と港湾の整備により、**交通アクセス向上!** 志布志港へのアクセス向上により、**企業立地が加速!**

# 第12回全国和牛能力共進会 鹿児島大会 (R4.11開催)



全9部門中、**6部門で首席獲得!** (宮崎2、大分1)  
種牛の部で、**内閣総理大臣賞 受賞!**



## 志布志港 は、南九州の農林畜産業の発展を支えます!

### 志布志港の3つの大きな特徴



配合飼料の  
製造品出荷額

**全国 1位**

出典: 2016年経済センサス  
(1,942億円)



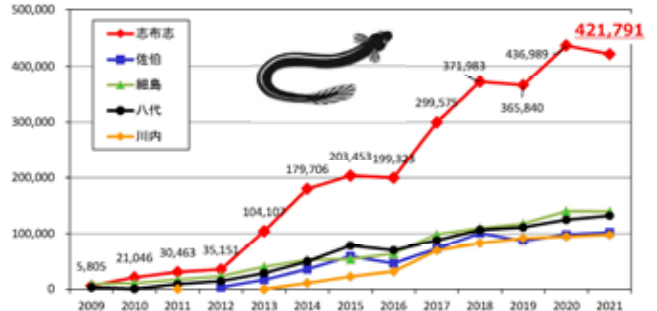
とうもろこし  
(飼料用)の輸入量

**全国 2位**

出典: 2021年貿易統計  
(162.8万トン)

### 木材の輸出量

輸出量が  
うなぎのぼり



木材(原木)の輸出量

**全国 1位**

(12年連続日本一)

(21年は、約42.1万m3で過去2番目の輸出量)

出典: 2021年貿易統計

### そのほかにも多くの魅力があります!



コンテナ  
貨物取扱量

**九州 3位**

出典: 2021年速報値(約11.0万TEU)

(4年連続 10万TEU超え)



茶の産出額  
鹿児島県 **全国 2位**  
うち志布志市の作付面積・生産量

**県内 2位**

出典: 農林水産統計(令和3年農業産出額)



鰻の生産量  
鹿児島県 **全国 1位**  
うち志布志市の生産量

**県内シェア約 5割**

出典: 令和3年漁業・養殖業生産統計ほか



令和3年度  
ふるさと納税 納税額  
約52億9,800万円  
**全国15位**

**県内 1位**

出典: 総務省ふるさと納税に関する  
現状調査

## 志布志市に立地する3つのメリット!

交通

**1 充実・拡充された交通網が全面サポート!!**

道路・港湾整備により、  
**交通アクセス UP!**

補助

**2 貴社の挑戦を充実の支援がバックアップ!!**

各種補助金により、  
**設備投資費を軽減!**

●工場等設置費補助金

**最大 2 億円**

●工場等用地取得費補助金

**最大3,000万円**

●雇用促進補助金

**最大1,000万円/年**

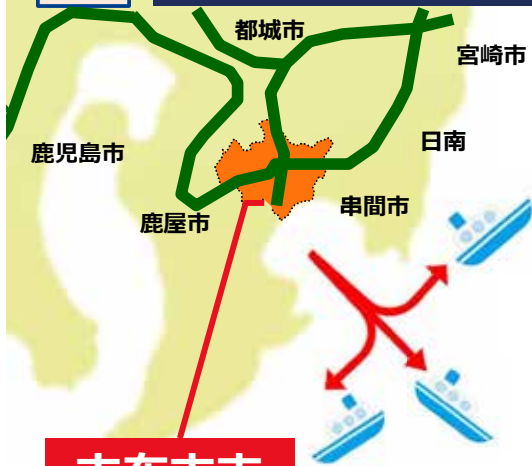
そのほかにも、多彩な補助金で、バックアップいたします!

税  
優遇

**3 税の優遇措置で、立地を後押しします!!**

税の優遇措置により、  
**操業後負担を低減!**

# 1 充実・拡充された交通網が全面サポート!!



**志布志市**  
SHIBUSHI CITY



**A'LINE** マルエフェリー株式会社

## 海上交通

充実した海上交通により、モーダルシフトが実現され、**御社の事業をサポート**します!

### 国内定期航路

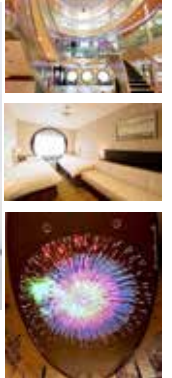
志布志港～大阪南港

フェリー  
さんふらわあ

毎日



フェリーさんふらわあ



東京港～名古屋港～志布志港～那覇港

マルエー  
フェリー

週5便

阪神港～志布志港～名瀬港～那覇港

南日本汽船

週1便

志布志港～鹿児島港～那覇港～中城湾港

### 外貿コンテナ定期航路 [4航路9便 (フィター航路(2便)含む)]

航路	船名	便数	航路	船名	便数
台湾航路 (週1便)	愛媛オーシャンライン(株)	1便/週 (月)	韓国航路 (週4便)	長錦商船(株) 興亜ライン(株)	2便/週 (月・木)
中国航路 (週2便)	神原汽船(株)	2便/週 (水・木)		高麗海運(株)	1便/週 (月)
フィター航路 (週2便)	井本商運(株) OOCL (志布志港～神戸港)	2便/週 (土)		CMA CGM	1便/週 (火)
				南星海運(株)	※R4.10～休止中
			カメラライン(株)	※R3.6～休止中	

## 御社の志布志港の利用をサポートします!

詳細は、お問合せください!  
(港湾商工課みなと振興室みなと振興係)

- 志布志港輸出入促進トライアル補助金 (県事業)  
(要件: 新規利用+25TEUが5年間取扱見込、対象経費: 海上輸送費等、補助率: 50%、限度額: 150万円)
- 志布志港輸出入コンテナ貨物助成金(市事業)  
(要件: 国内企業、備考: 内容が変更される場合がございます。また、予算内補助のため、最新情報をご確認ください)
- 食品輸出小口貨物助成事業 (志布志港湾振興協議会事業)  
(要件: 志布志港発着+複数企業でのコンテナ混載、  
[ドライ貨物]補助額: 10,000円/RT、年間上限額: 30万円  
[冷凍貨物] 補助額: 20,000円/RT、年間上限額: 60万円)
- 食品・農林水産品輸出促進助成金 (志布志港湾振興協議会事業)  
(要件: 国内企業+食品・農林水産品輸出、補助額: 3万円/本、  
限度額: 50万円、備考: 予算内補助のため、最新情報をご確認ください)

#### 補助内訳

補助内訳	補助額
新規利用事業者の全取扱いに対して助成 輸入貨物・・・5,000円(1TEUにつき) 輸出貨物・・・10,000円(1TEUにつき)	一両あたり補助金上限額 輸入・・・1,000,000円 輸出・・・2,000,000円
新規利用事業者の全取扱いに対して助成 輸入貨物・・・1,000円(1TEUにつき) 輸出貨物・・・2,000円(1TEUにつき)	一両あたり補助金上限額 輸入・・・2,000,000円 輸出・・・3,000,000円

※新規利用とは、志布志港の利用が過去に一度もない事業者の事です。

そのほか、以下の補助金もごさいます。

- 外貿コンテナ用リーファーコンテナ使用料助成 (市事業)
- さんふらわあ志布志航路利用促進助成金 (志布志港湾振興協議会事業)

# 貴社生産の農林水産物・食品等を 志布志港から輸出してみませんか？ (小口混載からも可。)

志布志港 小口混載 検査

南九州の農林水産物・食品を、  
志布志港から世界へ！

志布志港、**冷凍小口混載輸出**  
を始めました！！



志布志港



令和4年5月に、  
小口貨物を混載して、  
海外輸出しました！

ぜひ、志布志港から  
農林水産物・食品の輸出を  
一緒にしてみませんか？

## 【志布志港から各地への輸送日数】

### 【小口冷凍貨物】

仕向地(輸出先国)	所要日数
香港港(中国)	11日
シンガポール港	17日
基隆港(台湾)	7日

### 【小口ドライ貨物】

仕向地(輸出先国)	所要日数	仕向地(輸出先国)	所要日数
香港港	14日	ロサンゼルス港	30日
高雄港(台湾)	15日	ニューヨーク港	39日
基隆港(台湾)	17日	シカゴ港	47日
バンコク港(タイ)	19日	ロッテルダム港(オランダ)	54日
レムチャバン港(タイ)	22日	サウザンプトン港(イギリス)	55日
ハイフォン港(ベトナム)	17日	ドバイ港(UAE)	38日
シンガポール港	22日	シドニー港(オーストラリア)	36日



※上記の仕向地(輸出先国)は一部であり、**世界180カ国への輸出が可能**です。まずはご相談ください！  
～【農林水産物・食品の海外輸出に興味がある場合は、以下の連絡先までご連絡ください】～

【小口混載に関する相談窓口】 イー・ワールドワイド(株) 080-6215-9384

【輸出に関する相談窓口】 志布志市役所 099-472-1111

【輸出全般の相談窓口】 みなと振興係 内線 (251・253) minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

【企業に関すること】 企業立地推進係 内線 (252・254) kigyouritti@city.shibushi.lg.jp

【農産物に関すること】 茶業振興係 内線 (434・431) tyagyouSinkou@city.shibushi.lg.jp

【輸出通関手続きに関する相談窓口】

(株)上組志布志支店 099-473-2497 / 日本通運(株)志布志支店 099-472-1121/

東洋埠頭(株)志布志支店 099-472-1771 / (株)山下回漕店 099-472-1401

鹿児島海陸運送(株) 志布志営業所 099-472-7666

陸上交通  
・事業用地

東九州自動車道、都城志布志道路、市道が整備され、志布志港までの**所要時間が短縮**  
**・物流の効率化**が図られ、周辺には**広い事業用地**があり、円滑な立地が可能です！

志布志市臨海工業団地



志布志市臨海工業団地の「今」の最新情報はコチラから⇒



そのほか、市内事業用地の最新情報はコチラから⇒  
 (事業用地等情報提供制度)



志布志港新若浜港湾関連用地の最新情報はコチラから⇒



## 志布志港新若浜地区港湾関連用地



## 志布志市インター工業団地



# 2 貴社の挑戦を充実の支援がバックアップ!!

## 市企業立地促進補助金

建設着手後20日以内に申請が必要です。  
詳細は、お問合せください!

### 交付対象

- ・製造業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 ・研究開発施設 ・道路貨物運送業
- ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・旅館業等 ・農林水産物等販売業

※上記のすべての対象業種については、事業の用に供する施設であることを原則とします。

### 交付要件

- 1 用地費を除いた設備投資額が、**2,000万円以上**
- 2 用地取得後、**3年以内に工場等の操業を開始**していること
- 3 市が指定した土地(指定地)、または、市長が適当と認めた土地(認定地)に工場等を設置すること
- 4 新規地元雇用者で、**4か月を超えて継続の雇用保険加入の常勤職員が5名以上**あること
- 5 市と**立地協定**を締結すること

### 補助金の種別類・補助金額・限度額

補助金の種類	補助金額	限度額
1 工場等設置費補助金	・設備投資額（用地費を除く）の 3%～5%以内※	1,500万円 ～2億円※
2 工場等用地取得費補助金	・指定地：土地取得価格の20%以内 ・認定地：土地取得価格の15%以内	3,000万円
3 雇用促進補助金 (3年間交付)	・新規地元雇用者 1人当たり12万円/年 (障がい者は3割増、15万6,000円/年)	1,000万円/年

※なお、「1 工場等設置費補助金」については、新規雇用者数に応じ、補助率が変動します。

新規雇用数	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人～
補助率	3%	3.5%	4%	4.5%	5%
限度額	1,500万円	5,000万円	1億円	1.5億円	2億円

## そのほかにも、さまざまな補助金でバックアップします!

詳細は、お問合せください!  
(企画政策課、港湾商工課)

### 市結婚新生活支援補助金

市では結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯を対象に、新生活に係るコストを支援しています!!

補助金額 住居費、引越費の合計金額で、**上限 30万円**

※条件により、その他支援有り

### 市U・Iターン者支援事業補助金

補助金額 土地購入、住宅の新築又は購入に係る  
取得経費の総額の**5分の1以内**

限度額 新築又は築後3年未満の建売住宅 **上限 40万円**

※条件により、その他支援有り

### 企業魅力発信動画制作補助金

コロナ禍により、webを通じた就職活動が一般化され、対面で企業の魅力を伝える機会が減少する一方、働く職場の様子などを伝える手段として、動画活用が増加傾向にあります。

そこで、市では、市内企業等の人材確保や認知度の向上を図り、市内企業等への就労の促進を目的に、企業の魅力を発信する動画制作費の一部を補助します!

補助対象 ①市内に事業所設置+新規学卒者等の採用計画有  
②完成動画を自社HPなどへ掲載  
③完成動画を市へ提供+市の動画発信を了承 など

補助金額 映像制作費、外部事業者への委託費等に対して

**上限 10万円**

(補助対象経費の2分の1以内、千円未満切捨)



## 鹿児島県企業立地促進補助金

詳細は、お問合せください！  
(県商工労働水産部産業立地課)

対象業種	対象施設	適用要件		補助金額	限度額	備考
		設備投資額	新規雇用者数			
製造業	工場 倉庫		11人以上	(設備投資額×2%) (用地費を除く) +(30万円 ×新規雇用者数)	6,000 万円	用地等取得後、 3年以内  ※製造業は、 増設期間の 制限無し
研究開発施設	同左		6人以上	補助率増(4%増) 2%⇒6%		
情報通信関連業 (新設の場合) [令和3年度~]	事業所	-	5人以上	(設備投資額×10%) +(30万円 ×新規雇用者数) +(通信回線使用料 ×50%)(3年間) +(賃借料×50%)(3年間)		
情報通信関連業 (増設の場合)			6人以上	(設備投資額×2%) +(30万円 ×新規雇用者数)		

### ● 設備投資額が10億円を超える場合

対象業種	対象施設	適用要件		補助金額	限度額	備考
		設備投資額	新規雇用者数			
製造業	工場 倉庫	10億円 以上	30人 以上	設備投資額×6% (用地費を除く)	10億円	用地等取得後、 3年以内
情報通信関連業種	事業所			補助率増(4%増) 6%⇒10%	5億円	
研究開発施設	同左					

### ● 県外から特定業務施設を移転する場合

※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など

対象業種	対象施設	適用要件		補助金額	限度額
		設備投資額	新規雇用者数		
製造業	特定業務施設 ※県外からの 移転に限る	-	2人以上 ※大企業は、 5人以上	(設備投資額×2%) (用地費を除く) +(30万円×新規雇用者数) +(移転経費×50%) +(賃借料×50%)	6,000 万円
情報通信関連業種					

## 鹿児島県生産設備投資促進補助金

※進出企業(県外に本社、  
または、親会社がある企業)が対象  
詳細は、お問合せください！  
(県商工労働水産部産業立地課)

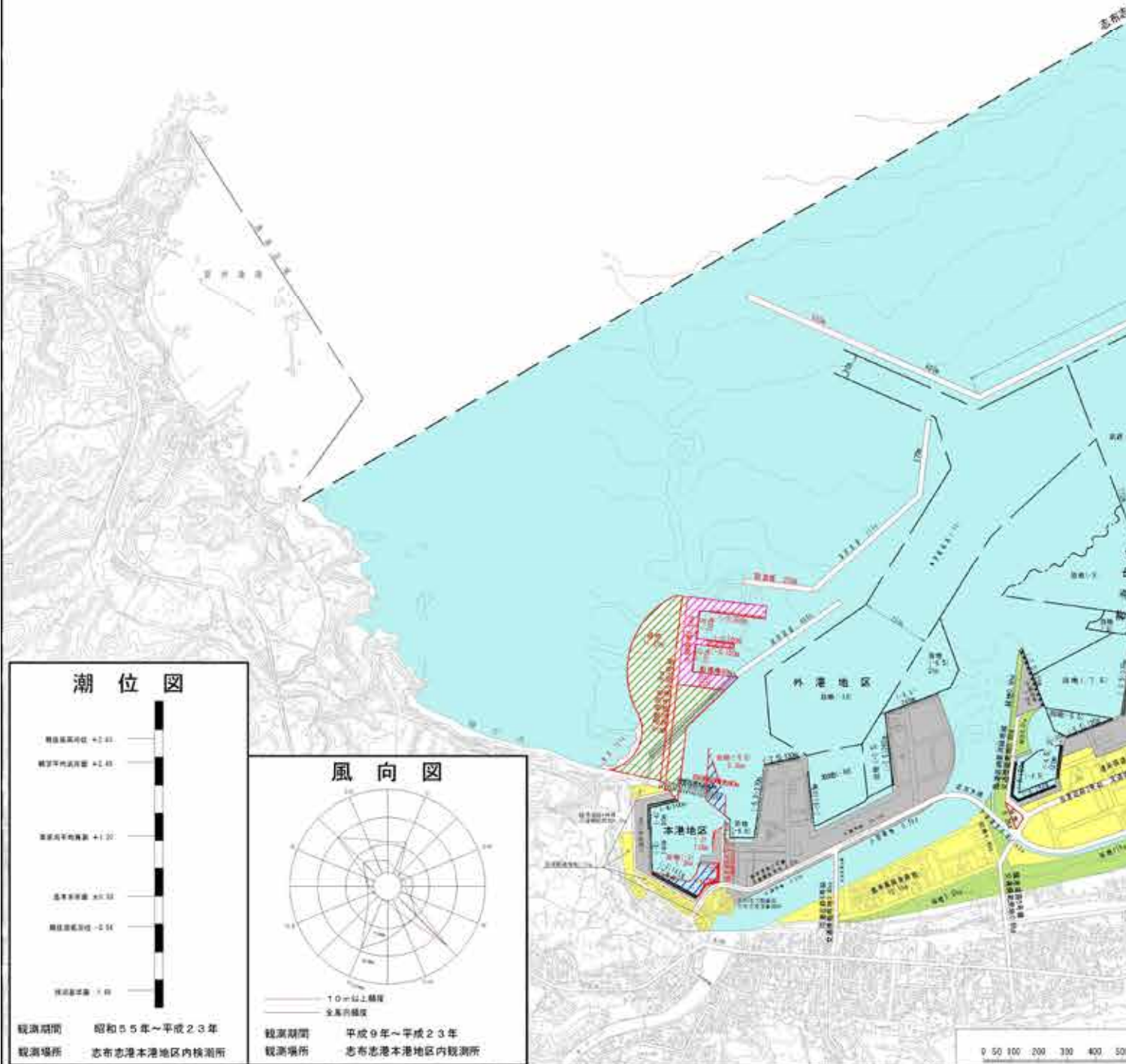
対象	適用要件	補助金額	限度額	備考
製造業	設備投資額 3億円以上 雇用維持、生産性向上	(設備投資額×2%) (用地費を除く) +(移転費用×50%)	3億円	※県立会による市との立地協定が必要 ※更新の場合、設備投資額から既存設備の 価格を差引 ※設備投資額は、用地取得費を除く

## 鹿児島県発電用施設周辺地域立地企業BCP対策補助金

詳細は、お問合せください！  
(県商工労働水産部産業立地課)

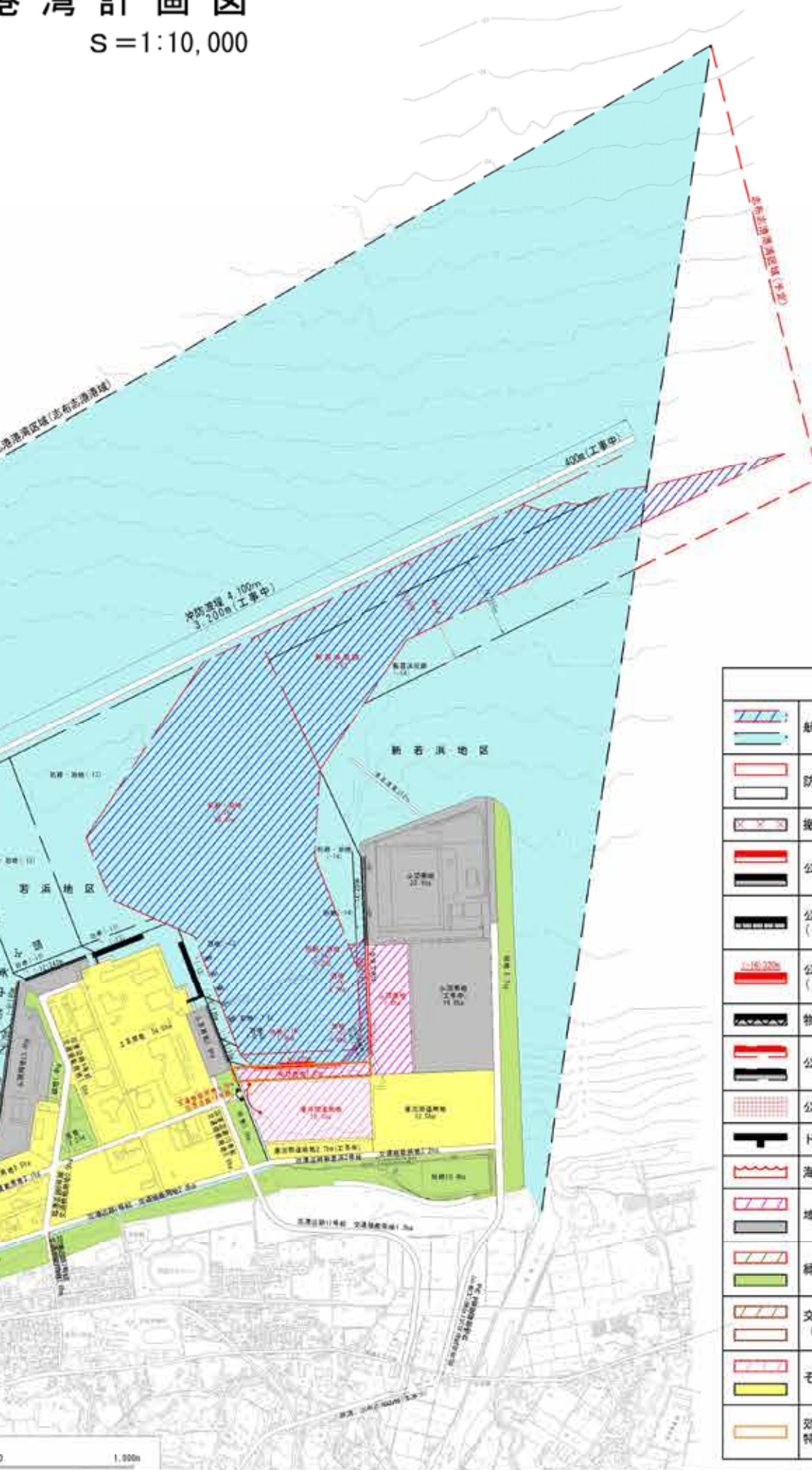
対象	摘要要件	補助金額	限度額
製造業	事業継続計画(BCP)等に基づく防災対策 (感染症対策を含む) 関連事業に必要な経費 (測量設計費、工事費及び備品購入費)の一部を補助	補助対象経費の50%	1,000万円 (各年度1回限り)

# 志布志港



# 港湾計画図

S=1:10,000



凡 例	
	航路・泊地 (既定計画)
	(既 設)
	防 波 堤 (既定計画)
	(既 設)
	撤 去 (既定計画)
	公 共 岸 壁 (既定計画)
	(既 設)
	公共耐震強化岸壁 (緊要物資輸送用) (既 設)
	公共耐震強化岸壁 (幹線貨物輸送用) (今回計画)
	物資補給岸壁 (既 設)
	公共物揚場 (既定計画)
	(既 設)
	公共船揚場 (既定計画)
	ドルフィン (既 設)
	海 浜 (既定計画)
	地 鎮 用 地 (既定計画)
	(既 設)
	緑 地 (既定計画)
	(既 設)
	交通機能用地 (既定計画)
	(臨港通路) (既 設)
	その他の用地 (既定計画)
	(既 設)
	効率的な運営を特に促進する区域 (既定計画)

# 志布志港 航空写真

撮影日 令和  
国土交通省九  
志布

※「(数字)」は水深





**新若浜地区**

**若浜地区**

コンテナターミナル  
岸壁80m延伸

船舶の大型化に対応した  
大水深岸壁(14m)の整備

臨港道路

市臨海工業団地

新若浜  
県分譲地

市道上ノ浜・波見線

市道香月線  
令和2年度  
全線供用開始!

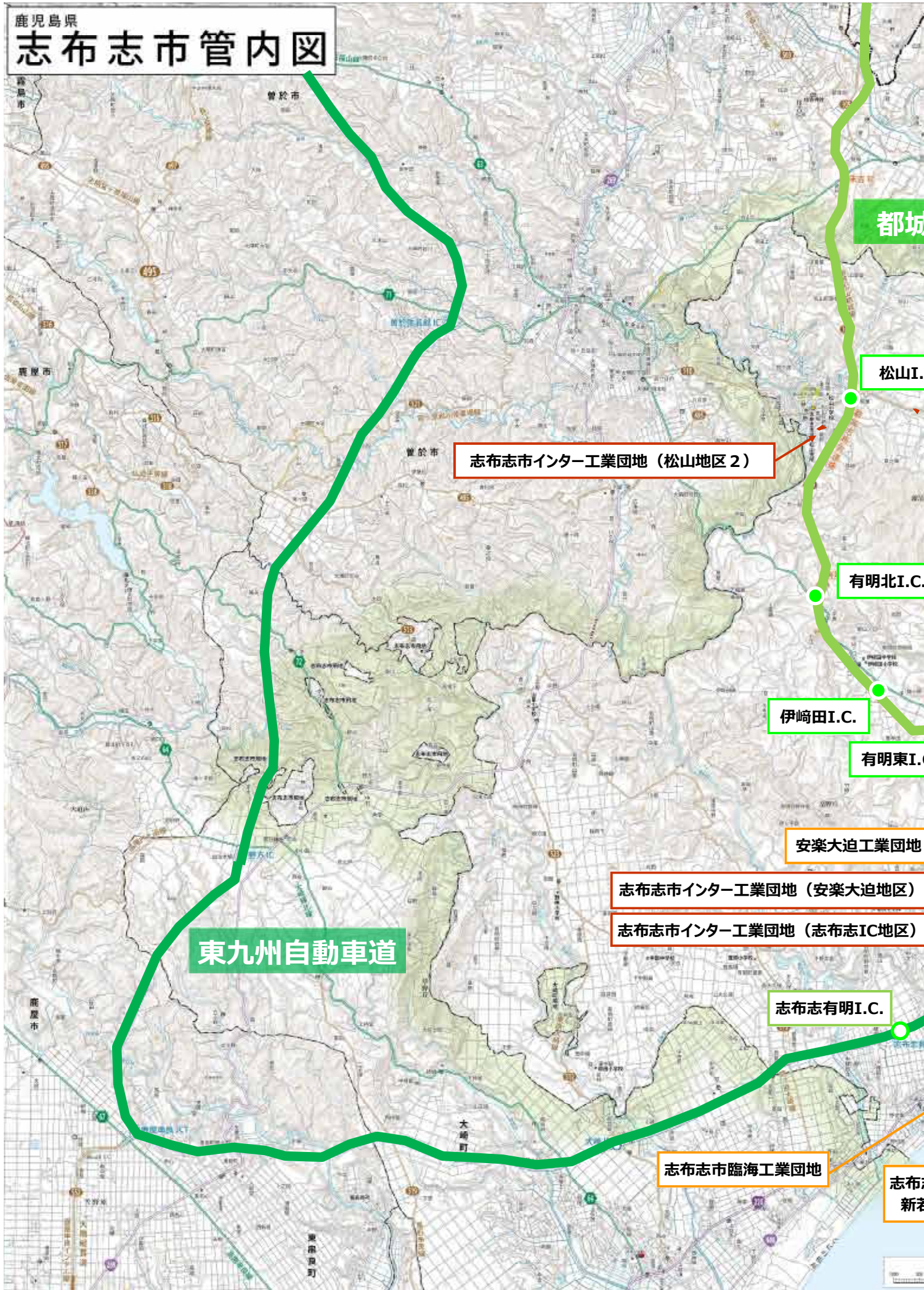
志布志有明I.C.  
令和3年7月 供用開始!

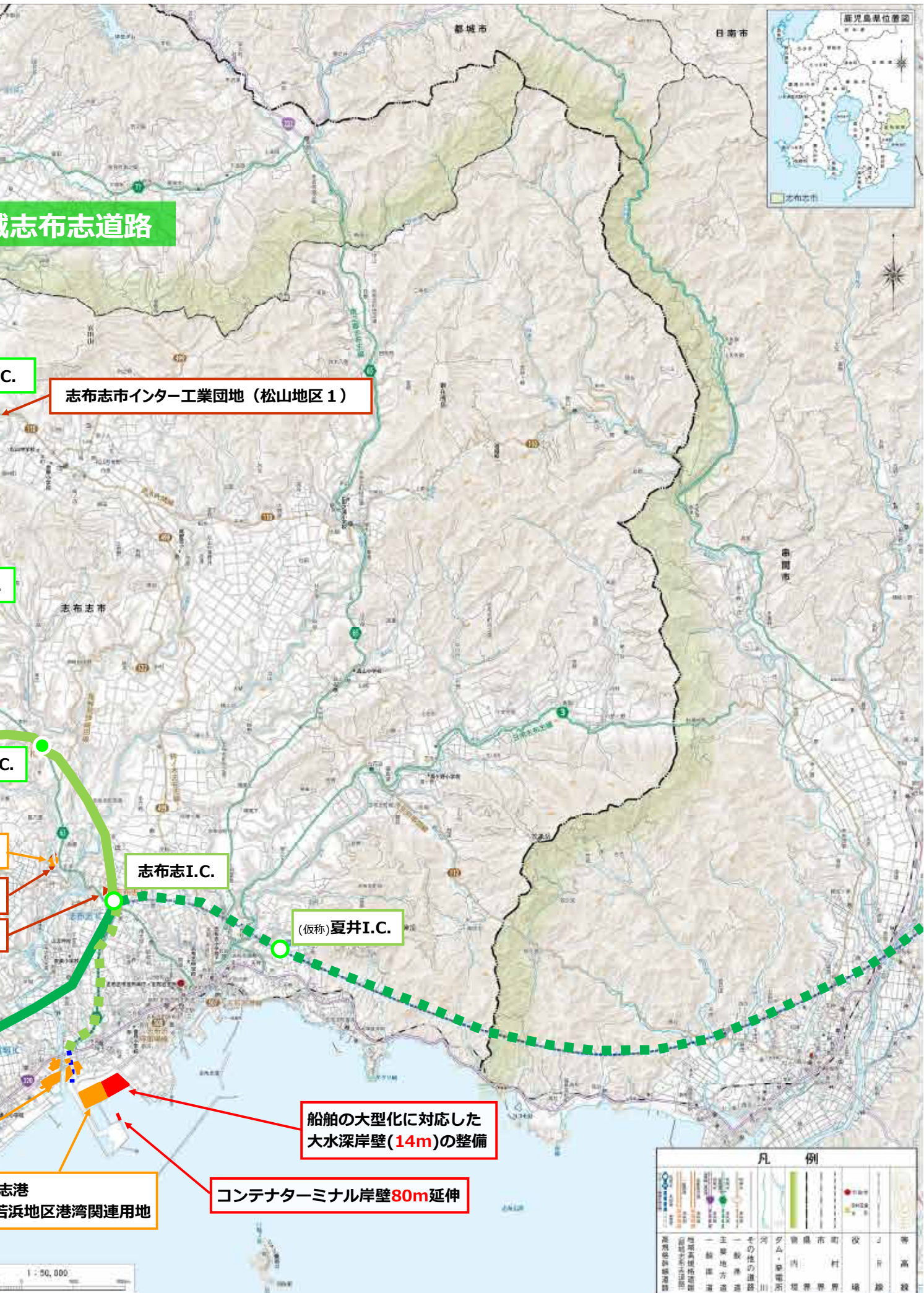
志布志港まで  
わずか約2km

東九州自動車道  
令和3年7月 供用開始!  
(鹿屋串良JCT~志布志I.C.)

志布志道路  
開始!  
(志布志I.C.~志布志)

# 志布志市管内図





**志布志道路**

C. **志布志市インター工業団地 (松山地区 1)**

C. **志布志 I.C.**

(仮称)夏井 I.C.

船舶の大型化に対応した  
大水深岸壁 (14m) の整備

**コンテナターミナル岸壁 80m 延伸**

**志港  
志布志地区港湾関連用地**



凡 例

河川	道路	境界	市界	町界	村界	町界	村界	高
主要地方道	一般道	その他道路	ダム・発電所	市界	町界	村界	境界線	等高線
海岸線	主要地方道	一般道	ダム・発電所	市界	町界	村界	境界線	等高線

1 : 50,000

# 志布志港・川内港

## 輸出入促進トライアル補助金



近隣港湾利用によるリスク分散

モーダルシフトによるグリーン物流

陸上輸送コストの削減

トラックドライバー不足への対応

### 1 事業の内容

志布志港・川内港の更なる利用促進を図るため、荷主企業の皆様が志布志港や川内港を利用して行なわれるコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の一部を補助します。

### 2 補助の内容

補助対象	対象経費	補助率	上限額
荷主企業	海上輸送費, 国内陸上輸送費, 国内荷役料, 梱包料, 輸出入諸経費	1/2以内	1事業者につき 輸出: 150万円 輸入: 75万円

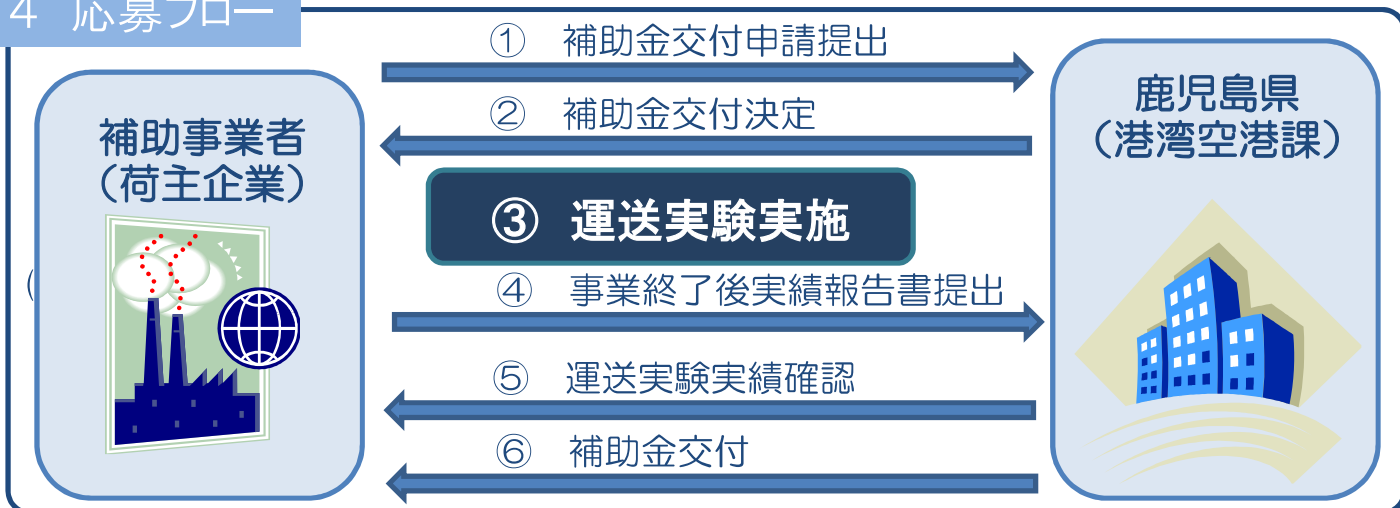


### 3 補助条件

- (1) 志布志港又は川内港を新規に利用する事業であること。ただし、県内他港湾から志布志港又は川内港への利用港湾の変更を除く。
- (2) 次の3つの要件を全て満たす事業であること。
  - ① 志布志港・川内港の輸出入強化に資する計画であること。
  - ② 事業実施により事業実施翌年から5年以内に年間25TEU以上の取扱が見込めること。
  - ③ モーダルシフトやリスク分散、物流の効率化に資すること。
- (3) 次の運送実験の効果検証への協力、結果活用に同意すること。
  - ① 補助事業者がもつ運送実験関連情報を提供すること。
  - ② 運送実験に係るヒアリング調査へ協力すること。
  - ③ 利用事例として、調査結果のポートセールスへの活用に同意すること。
  - ④ 補助事業期間終了後の継続的な調査に協力すること。

※本事業で収集した情報は、本事業の趣旨以外での目的では使用しません。  
※情報開示内容は事業者と協議の上で決定します。

### 4 応募フロー



### 5 必要書類

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 経費積算内訳 (第3号様式)
- (4) 収支予算書 (第4号様式)
- (5) 事業スケジュール表 (第5号様式)
- (6) コンテナ取扱見込確認書 (第6号様式)
- (7) 事業申請資格確認申請書 (第7号様式)
- (8) 決算書の写し (直近2期分)
- (9) 登記事項証明書  
(個人事業者の場合は、現に事業活動を行っていることを証明できるもの)
- (10) その他知事が必要と認める書類

#### <お問い合わせ>

鹿児島県 土木部 港湾空港課

電話 : 099-286-3640 FAX : 099-286-5629

メール : kouwanp@pref.kagoshima.lg.jp

# 志布志港食品輸出小口貨物助成事業(LCL)

## (ドライ貨物・冷凍(リーファー又はCA)貨物)

志布志港湾振興協議会

### 1 事業目的

食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円(2030年まで)に設定(令和2年3月31日)したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口・混載貨物コンテナを輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成し、食品輸出の促進を図ることを目的としています。

### 2 助成内容

対象者	要件	助成額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業</li> <li>・船荷証券(B/L)の出しの荷主企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ(リーファー及びCA)貨物</li> <li>・通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物</li> <li>・小口貨物及び複数企業によるコンテナ混載の食品貨物(LCL貨物)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 ドライ:1万円/1RT 冷凍:2万円/1RT</li> <li>・1コンテナ当たり助成限度額 ドライ:3万円/1荷主 冷凍:6万円/1荷主</li> <li>・年間助成金限度額 ドライ:30万円/1荷主 冷凍:60万円/1荷主</li> </ul>

### 3 申請方法

小口貨物の荷主の場合は、(1)に掲げる①③④と必要に応じて⑤⑥を提出。

複数荷主による小口混載貨物において、荷主の代表者が一括申請を行う場合は、①～④及び必要に応じて⑤⑥を提出。

(1) 助成金申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書(様式第1号)
- ②助成金申請代表者同意確認書(様式第2号) ※荷主代表者による申請の場合
- ③船荷証券(B/L)の写し
- ④輸出許可通知書の写し
- ⑤輸出小口混載貨物輸送証明書(様式第3号) ※国内定期航路利用時のみ
- ⑥定款及び法人の登記事項証明書 ※志布志市輸出関連助成金新規利用者のみ

(2) 助成金請求に必要な書類

- ・助成金交付請求書(様式第5号)
- ・助成金交付決定通知書(様式第4号)の写し ※当協議会からの決定通知書

志布志港湾振興協議会事務局(志布志市役所港湾商工課みなと振興係内)

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号  
 TEL 099-472-1111(内線251・253) FAX 099-473-2203  
 E-mail minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

# 志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金(FCL)

志布志港湾振興協議会

★志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄航している外貿定期コンテナ船を利用して食品・農林水産品を輸出される方に、助成金をお出ししています。

## 1 条 件

以下の条件を満たしていると、助成を受けられます。

- (1) 日本国内に事業所を有していること
- (2) 船荷証券（B / L）の出し荷主であること
- (3) 輸出する貨物が食品・農林水産品（ただし、原木を除く）であること
- (4) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること

## 2 助成金額

助成金の額は、コンテナの種類に関わらず、**一本につき3万円**です。  
(ただし、一荷主に対する年間（7月～翌年6月）助成金の限度額は50万円です。)

## 3 申請方法

申請様式に必要事項を記入し、書類（B/L、輸出許可証）を添付し提出します。

申請は、輸出の都度行います。

申請様式は志布志市のホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) > [キーワード検索](#) > [志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金\(FCL\)](#)

## 4 申請先 / 実施主体

申請や問合せ等は下記のとおりです。お気軽にお問合せ下さい。

### 志布志港湾振興協議会事務局（志布志市役所港湾商工課みなと振興係内）

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市役所港湾商工課内 みなと振興係

TEL：099-472-1111（内線251・253） FAX：099-473-2203

E-mail：minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

# 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 (志布志港輸出入コンテナ貨物助成金)

志布志市港湾商工課

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して、コンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して、**予算の範囲内で助成金を交付します。**

## 1 助成対象者・対象貨物

- ・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業（個人経営者含む）
- ・輸出については、船荷証券の出荷主、輸入については、船荷証券の受荷主
- ・輸出入コンテナ貨物のうち、新規（初めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外、以前に志布志港を活用した者）の実入りコンテナ貨物

## 2 助成対象期間

- ・当該年1月1日から当該年12月31日までの1年間

## 3 助成金の額

申請区分	助成額	摘要
【新規利用】	・新規事業者の全取扱量に対して助成（1TEUにつき） 輸出貨物…10,000円 輸入貨物…5,000円	一荷主あたりの助成上限額 輸出…200万円 輸入…100万円
【継続利用】	・継続事業者の全取扱量に対して助成 輸出貨物…2,000円、 輸入貨物…1,000円	一荷主当たりの助成上限額 輸出…300万円 輸入…200万円

※本助成は、助成申請に対して予算の範囲内で助成するものです。

## 4 申請の流れ

【申請等の期間を示した図】▶

様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

**トップページ>キーワード検索  
>令和〇〇年度 志布志港輸出入コンテナ貨物助成金について**

当該年												翌年				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
← 1/1~12/31 助成対象期間(この期間の貨物が助成の対象となります) →																
							← 8/1~10/31 計画書提出期間 →									
												← 1/4~1/31 申請書提出期間 →				
												← 1月~3月 申請書審査期間 →				
													← 2月末~3月 助成金確定通知発送 →			
													← 3月中旬 請求書提出期間 →			

## 志布志市港湾商工課

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号  
TEL 099-472-1111 (内線 251・253) FAX 099-473-2203  
E-mail minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

# 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 (外貿コンテナ用リーファーコンセント使用料助成)

志布志市港湾商工課

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路を利用する際のコンテナ用リーファーコンセントの使用料（鹿児島県の請求）に対し、使用料の一部を予算の範囲内で助成します。

## 1 条件

以下の条件を満たしていると、助成を受けられます。

- (1) 日本国内に事業所を有しているもの
- (2) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセントを使用したもの

## 2 助成金額

助成金額は、鹿児島県が請求するコンテナ用リーファーコンセント使用料の**3分の1**を予算の範囲内において助成します。

ただし、使用料の3分の1の金額が1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額を交付します。

申請額の累計が予算額に到達した時点で助成金交付申請書の受付を終了します。（予算の範囲内での助成です）

## 3 申請方法

助成金交付申請書（様式第1号）にコンテナ貨物調書（様式第2号）及び必要な書類（請求書及び支払い証明書の写し）を添えて提出してください。

申請様式は志布志市のホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) > [キーワード検索](#) >

[令和〇〇年度 志布志港外貿コンテナ用リーファーコンセント使用料助成](#)

## 4 申請先 / 実施主体

申請や問い合わせ等は下記のとおりです。お気軽にお問合せください。

### 志布志市港湾商工課

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

TEL 099-472-1111 (内線 251・253) FAX 099-473-2203

E-mail [minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp](mailto:minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp)

# 輸出促進支援事業 (海外見本市等への出展を支援します!!)

志布志市港湾商工課

海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への出席（オンラインによる海外展示会・商談会・サンプル送付含む、）等に要する費用の一部を助成することにより、志布志市の特産品等販路拡大のための海外輸出活動を支援します。

## 1 助成金額

事業費のうち自己資金による額の2分の1以内かつ20万円以下（算定した輸出促進支援事業補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

## 2 申請方法

補助金等交付申請書（様式第1号）とその他関係書類を提出してください。  
申請様式は志布志市のホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) > [キーワード検索](#) > [輸出促進支援事業](#)

## 3 申請先 / 実施主体

申請や問い合わせ等は下記のとおりです。お気軽にお問合せください。

### 志布志市港湾商工課

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号  
TEL 099-472-1111（内線251・253） FAX 099-473-2203  
E-mail [minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp](mailto:minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp)

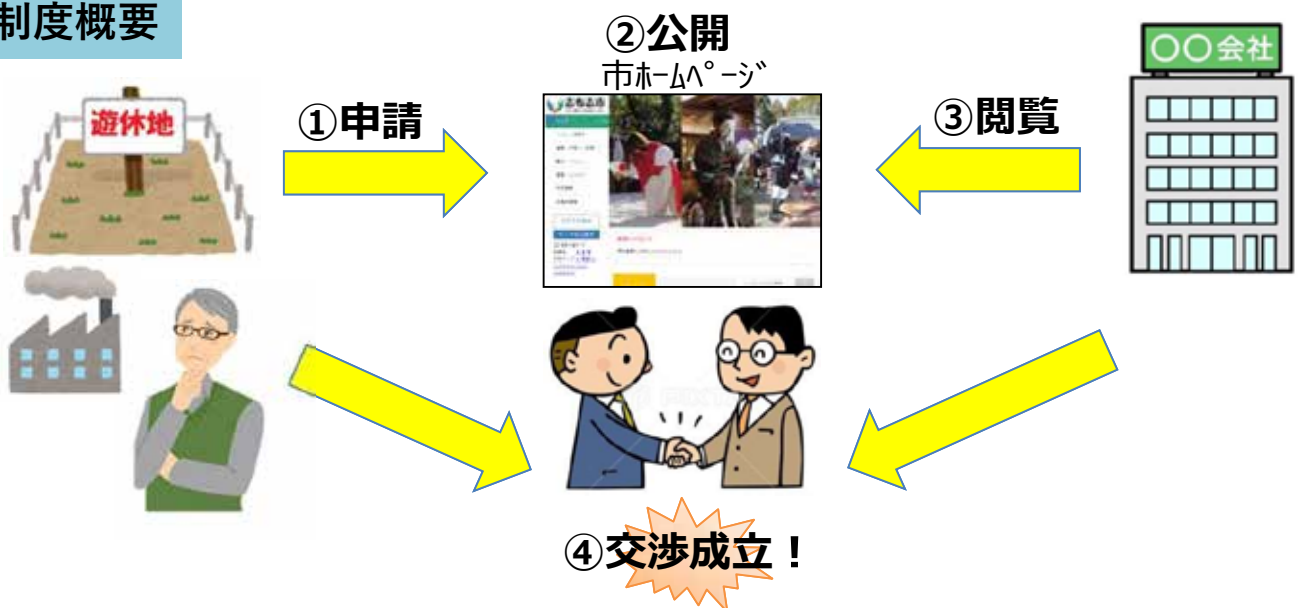
# 事業用地等情報提供制度

～お持ちの**事業用地**や**空工場等**をご紹介ください～

志布志市周辺では、志布志港の国際バルク戦略港湾や国際コンテナターミナル岸壁延伸の整備が進み、かつ、東九州自動車道や都城志布志道路が順次、供用開始されるなど、**港湾と道路のインフラ整備**が加速しております。

市では、皆様のお持ちの**事業用地（遊休地）**や**空工場等**を市ホームページなどを通じて広く案内することで、市内への民間企業の立地を後押ししてまいります。

## 制度概要



## 対象

- ①**土地**：面積が おおむね **1,000平方メートル**以上
- ②**建物**：延床面積がおおむね**500平方メートル**以上

※いずれも道路への接続が可能なもの  
※「抵当権等の各種権利が設定されていないこと」等の条件有り

## 申込方法

「**事業用地等登録申込書**（様式第1号）」「**事業用地等登録カード**」  
「**事業用地等の登録に関する誓約書**（様式第2号）」を記入し、  
位置図・現況写真等を添付の上、市へお申込ください。  
**（詳細は裏面をご覧ください。）**

## その他

- ※市は事業用地等の情報提供のみで、交渉や契約は直接関与しません。
- ※登録者及び利用希望者は、当該情報提供事業の利用により知り得た個人情報等を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。
- ※登録事項の変更又は廃止があった場合は、変更(廃止)申請が必要です。
- ※登録日の年度の翌年度から2年経過などの場合、登録が抹消されます。
- ※交渉成立時には、掲載内容の取下のため、市へ報告が必要です。

【連絡・問合せ先】 志布志市役所港湾商工課みなと振興室企業立地推進係

TEL : 099-472-1111 (内線 : 252・254) FAX : 099-473-2203

MAIL : kigyouritti@city.shibushi.lg.jp

通勤

開通する高速道路等により、通勤圏域が拡大！

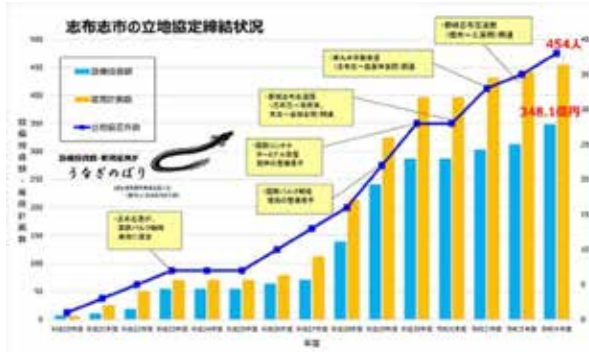


# 志布志市で就職。

東九州自動車道や都城志布志道路の整備促進により、**交通アクセスが向上！**  
周辺都市圏(圏域人口:約40万人)との距離が近くなり、**雇用の拡大も期待！！**

● 学校総数(志布志市+近隣市)

種別	計
大学等	3
高校	19



企業立地により、**設備投資額増加** ↑  
↓  
雇用計画数  
・ 就業者数  
大幅 **UP!**

雇用対策

『志布志市』は関係機関と連携し、雇用促進をサポート！

## 市×ハロワーク



鹿児島労働局と  
雇用対策協定を  
締結！  
(平成27年度)



企業が「ブック」を作成  
生徒等へ配布

- ・ 市内中・高(2年生)へ全員配布
- ・ 近隣高校、九州管内大学等  
約80か所へ発送
- ・ 市ホームページへ掲載



就職・移住イベントの  
開催！

- ・ 就職合同説明会  
(今後、大隅地区など広域での実施)
- ・ 移住定住促進フェア
- ・ 都城広域定住自立圏事業 等



就活生・就業者・企業を  
積極支援！

- ・ インターネットの宿泊費を補助  
(農家民泊(志ツアーリズム)の活用)
- ・ 結婚新生活支援
- ・ U・Iターン者支援  
(住宅建設費補助)
- ・ 出会いサポート(恋活)開催
- ・ 企業魅力発信動画制作補助 等

子育て

『志布志市』では、子育て世代を応援し、雇用の促進をお手伝いします！

## 1 出産祝金支給事業

出産時に市内に住所を有し、本市に生活拠点を有する者に  
第1・2子… **5万円** 第3子以降… **10万円**

## 2 学校給食費を補助

市内小・中学校の学校給食費を  
**50パーセント補助**



## 3 子ども医療費助成

**出生から18歳まで**保険適用の医療費を全額助成

## 4 奨学金返還支援

市奨学金、日本学生支援機構奨学金などの奨学金の  
**前年度返還金同額を補助(年間補助上限24万円)**



## 鹿児島県特定工場施設等整備費補助金

～地下水に含まれるシリカの除去施設の設置費用を補助します！～

～特別高圧電力配電線施設整備での電力会社への負担額を補助します！～

補助対象	摘要要件		補助金額	限度額	
	新規雇用者数	その他			
工業用水特別処理施設 (シリカ除去施設)	[新設]	21人以上	①用地取得後 3年以内の 操業開始	設置経費相当額	5,000万円
	[増設]	51人以上		(増設費用相当額 ×新規雇用者数)×50%	2,500万円
特別高圧電力配電線施設 [22KV以上]	[新設 のみ]	21人以上	②工業団地等 に立地	電力会社への 負担額の50%以内	5,000万円

※申請期限有り

詳細は、お問合せください！

(県商工労働水産部エネルギー対策課)

## 鹿児島県蓄電池を活用した地産地消型再エネ導入支援事業

対象	対象事業	補助金額	限度額
県内 事業者	再生可能エネルギー設備と蓄電池を併用した(※) (1)マイクログリッド構築事業 (2)オンサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業 (3)オフサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業 (4)自己託送を利用した送電事業 (5)特定施設のオフグリッド化事業  ※太陽光、小型風力、小水力、地熱、バイオマスの各種発電に蓄電池を同時設置すること ※既存の再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を併設すること	補助対象 経費 の1/2	2,500万円

## 鹿児島県食品関連製造業生産工程・省力化等支援事業

※申請期限有り

対象	補助対象	対象経費	補助金額	限度額
食品関連製 造業	(1)作業の自動化や既存の生産工程の省力化、生産能力の増強等のため経費 (2)遠隔での品質管理・安全管理の見える化等のシステム等の導入に係る経費 (3)巣ごもり需要など、新たな需要が見込める商品への展開のためにの経費	機械装置等導入費 工事費 印刷費 その他	補助対象 経費 の1/2	700万円

## 鹿児島県発電用施設周辺地域多様な人材確保環境整備補助金

※予算上限有り

対象	補助対象	対象施設	補助金額	限度額
製造業	1 女性専用施設の新設、改修 2 安全確保施設の新設、改修 3 その他施設の新設、改修	建築工事費、設備工事費、設計監理料、委託料、備品購入費 <b>1 女性専用施設</b> (トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、仮眠室、授乳室、ロッカーなど) <b>2 安全確保施設</b> (手すり設置費、段差の改善工事費、負担軽減機器の購入費等) <b>3 その他の多様な人材の確保・定着に資する施設</b> (身障者用駐車場、託児室等)の新設・改修 ※その他の多様な人材：障害者、子育て中の父親等	補助対象 経費 の50%	500万円 (1回限り)

## 鹿児島県ものづくり企業人材育成支援事業補助金

※予算上限有り

対象	対象事業	補助金額	限度額
製造業	従業員等を対象に実施する研修であって、次の全てに該当するもの。 ・従業員等が受講する、専門的な知識及び技術を習得を目的とした研修であること ・習得した知識及び技術を今後活用する計画があること ・事業実施年度の1月末までに研修が終了すること ・研修を受講した従業員等から、研修内容の報告があること	補助対象 経費 の2/3	50万円

## 食品関連産業ネクストチャレンジ支援プロジェクト

詳細は、お問合せください！

(県商工労働水産部産業立地課)

- (1) 経営カステップアップセミナー (2) 食品関連産業経営カステップアップ支援  
(3) 食品関連産業「カイゼン」活動強化支援 (4) 食品製造業海外展開支援

最新情報についてはコチラ⇒



各種の融資制度をご紹介します！

鹿児島県企業立地資金融資

※1: 県臨空団地のみが対象

資金 / 対象業種		適用要件		貸付額	利率・償還期間	限度額
		設備投資額	新規雇用者数			
事業所 設置 資金	製造業・情報通信 ・研究開発施設	特になし	3人以上	融資対象経費の (用地費を除く) 90%以内	① 1.6%・3年超 7年以内 ② 2.0%・7年超 10年以内	2億円 [知事特認] 5億円
	・流通業※1		11人以上			
	流通業等	10億円以上	30人以上			
従業員 住宅 設置 資金	製造業・情報通信 ・研究開発施設	特になし	11人以上	融資対象経費の (用地費を除く) 70%以内	※いずれかを選択 [利率はH30.4現在] ※2年以内の 据え置き期間を含む ※利率はR2.4.1現在	1億円
	・流通業※1		6人以上			
	流通業等	10億円以上	30人以上			

ふるさと融資

(地域総合整備財団)

※志布志市関連分のみ

区分		過疎地域等		定住自立圏等	
		一般地域	地域再生計画認定地域等		
融資 要件	対象経費	①建物、機械設備の取得費等 (人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料/用地費を除く) ②試験研究開発の取得費等			
	新規雇用者数	(県が融資) 10人以上 (市が融資) 1人以上 (再生可能エネルギー-電気事業) 1人以上			
	操業開始・貸付額	●用地取得等の契約締結後5年以内 ●(貸付対象費用-補助金額)の45%以内			
融資 内容	利率・償還・期間				
	●無利子 ●元金均等半年賦償還 ●15年以内(5年以内の据置期間を含む)				
	限度額	県が 融資	通常施設	54億円	67.5億円
			複合施設	81億円	101.2億円
		市が 融資	通常施設	13.5億円	16.8億円
複合施設			20.2億円	25.3億円	

低利融資制度

(日本政策金融公庫)

～地方再生法(地域未来投資促進法)の事業計画を作成し、

県知事の認定(承認)を受けると、事業に必要な資金の融資が受けれます！～

区分	設備資金	長期運転資金
利率	(2.7億円まで) 0.30~1.05% (2.7億円超) 1.16~1.45%	1.16%
貸付期間	20年以内 (据置期間は2年以内)	7年以内 (据置期間は1年以内)
限度額	7億2,000万円 (うち運転資金 2億5,000万円)	



【事業紹介】

- ・移住・交流に関する相談
- ・移住・交流イベントの参加・企画
- ・お試し移住等の相談窓口
- ・移住者の定住支援サポート など



1時間・1dayから使えるコワーキングスペースもあります！

詳細はコチラ↑



～ 企業様の“志”をまちづくりに活かします！ ～

企業版ふるさと納税 大募集！

主なメリット

(対象：市外に本社のある企業)

- 税額控除 上限9割 ⇒ 企業負担は1割
- 社会貢献活動の一環として、企業イメージアップ！



詳細はコチラ↑

# 3 税の優遇措置で、立地を後押しします!!

## 国税（法人税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置															
地方 再生法	<p><b>&lt;オフィス減税&gt;</b> 業種は問わない</p> <p>① <u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u> の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>②</p> <table border="1"> <tr> <th>資本金額等</th> <th>新增設の設備等</th> </tr> <tr> <td>～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,500万円以上</td> </tr> </table>	資本金額等	新增設の設備等	～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,500万円以上	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> <tr> <td>移転型</td> <td>25%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>拡充型</td> <td>15%</td> <td>4%</td> </tr> </table> <p>措置対象：建物、建物付属設備、構築物</p>	種別	特別償却	税額控除	移転型	25%	7%	拡充型	15%	4%
	資本金額等	新增設の設備等															
～1億円	1,000万円以上																
1億円～	2,500万円以上																
種別	特別償却	税額控除															
移転型	25%	7%															
拡充型	15%	4%															
	<p><b>&lt;雇用促進税制&gt;</b> ・事業主都合の離職者無し</p> <p>(注) ・増加雇用者が転勤者の場合は減額 (-10万円) ・非正規雇用者は対象外 ・法人全体の雇用者増加数が上限</p>	<p>● <b>移転型</b> ・雇用者増加数 1人当たり <b>最大90万円/人</b>を税額控除 (最大50万円(注) + 上乗せ分40万円)</p> <p>・上乗せ分は<b>最大3年間継続</b> ※オフィス減税との併用可能</p> <p>● <b>拡充型</b> ・雇用者増加数 1人当たり <b>最大30万円/人</b>(注)を税額控除</p>															

## 県税（不動産取得税・事業税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置								
地方 再生法	<p>業種は問わない</p> <p>① <u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>② 1,900万円以上 ※資本金 1億円超の法人は、3,800万円以上</p>	<p>● <b>移転型</b> <b>課税免除</b> (事業税は3年間)</p> <p>● <b>拡充型</b> <b>不均一課税</b> (事業税は3年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.50% (1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.75% (1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.875% (1/2)</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.50% (1/10)	第2年度	0.75% (1/4)	第3年度	0.875% (1/2)
年度	税率									
初年度	0.50% (1/10)									
第2年度	0.75% (1/4)									
第3年度	0.875% (1/2)									

## 市税（固定資産税）

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																										
地方 再生法	<p>業種は問わない</p> <p>① <u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の県による認定 ※特定業務施設：事務所、研究所(工場内施設含む)、研修所など</p> <p>② 1,900万円以上 ※資本金 1億円超の法人は、3,800万円以上</p>	<p>● <b>移転型</b> <b>課税免除</b> (3年間)</p> <p>● <b>拡充型</b> <b>不均一課税</b> (3年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.14% (1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.35% (1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.70% (1/2)</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.14% (1/10)	第2年度	0.35% (1/4)	第3年度	0.70% (1/2)																		
年度	税率																											
初年度	0.14% (1/10)																											
第2年度	0.35% (1/4)																											
第3年度	0.70% (1/2)																											
中小 企業等 経営 強化法	<p>① 中小事業者※のうち、 先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）</p> <p>② 生産性向上に資する指標が旧モデル比で 年平均 1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置（160万円以上/10年以内）</li> <li>◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）</li> <li>◆器具備品（30万円以上/6年以内）</li> <li>◆建物附属設備（60万円以上/14年以内）</li> </ul> <p>③ 生産・販売活動等の用に直接供されるもので、中古資産でないこと</p>	<p><b>不均一課税</b> 詳細はHPをご確認ください。</p> <p>※『中小事業者等』の定義</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">業種分類</th> <th colspan="2">中小企業等経営強化法第2条第1項の定義</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業*</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </table> <p><small>※自動車又は特定乗用車以外の乗用車、製造業並びに工業用ロボット製造業を除く</small></p>	業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	製造業その他	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義																											
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																										
製造業その他	3億円以下	300人以下																										
卸売業	1億円以下	100人以下																										
小売業	5千万円以下	50人以下																										
サービス業	5千万円以下	100人以下																										
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下																										
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
旅館業	5千万円以下	200人以下																										

# 国税（法人税）

詳細は、お問合せください！  
(税務署)

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置														
過疎法	①製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>取得価額</th></tr> <tr><td>～5,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～1億円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>1億円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	<table border="1"> <tr><th>対象資産</th><th>割増償却(5年間)</th></tr> <tr><td>機械等</td><td>普通償却限度額×32%</td></tr> <tr><td>建物等</td><td>普通償却限度額×48%</td></tr> </table>	対象資産	割増償却(5年間)	機械等	普通償却限度額×32%	建物等	普通償却限度額×48%
	資本金額	取得価額														
～5,000万円	500万円以上															
5,000万円～1億円	1,000万円以上															
1億円～	2,000万円以上															
対象資産	割増償却(5年間)															
機械等	普通償却限度額×32%															
建物等	普通償却限度額×48%															
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 ※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象															
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>新增設の設備等</th></tr> <tr><td>～1,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>1,000万円～5,000万円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	新增設の設備等	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	<table border="1"> <tr><th>対象資産</th><th>割増償却(5年間)</th></tr> <tr><td>機械等</td><td>普通償却限度額×32%</td></tr> <tr><td>建物等</td><td>普通償却限度額×48%</td></tr> </table>	対象資産	割増償却(5年間)	機械等	普通償却限度額×32%	建物等	普通償却限度額×48%
	資本金額	新增設の設備等														
～1,000万円	500万円以上															
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上															
5,000万円～	2,000万円以上															
対象資産	割増償却(5年間)															
機械等	普通償却限度額×32%															
建物等	普通償却限度額×48%															
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上															
地域未来投資促進法	製造業・情報通信関連・観光関連産業など 2,000万円以上	●選択適用(初年度のみ) <table border="1"> <tr><th>対象資産</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr> <tr><td>機械等</td><td>取得価額×40%</td><td>取得価額×4%</td></tr> <tr><td>上乗せ要件を満たす場合</td><td>取得価額×50%</td><td>取得価額×5%</td></tr> <tr><td>建物等</td><td>取得価額×20%</td><td>取得価額×2%</td></tr> </table>	対象資産	特別償却	税額控除	機械等	取得価額×40%	取得価額×4%	上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%	建物等	取得価額×20%	取得価額×2%		
対象資産	特別償却	税額控除														
機械等	取得価額×40%	取得価額×4%														
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%														
建物等	取得価額×20%	取得価額×2%														

# 県税（不動産取得税・事業税）

詳細は、お問合せください！  
(県大隅地域振興局)

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																
過疎法	①製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>取得価額</th></tr> <tr><td>～5,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～1億円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>1億円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	●課税免除 (3年間)								
	資本金額	取得価額																
～5,000万円	500万円以上																	
5,000万円～1億円	1,000万円以上																	
1億円～	2,000万円以上																	
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 ※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象																	
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>取得価額</th></tr> <tr><td>～1,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>1,000万円～5,000万円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	●不均一課税 (3年間) <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>税率</th></tr> <tr><td>初年度</td><td>0.50% (1/10)</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.75% (1/4)</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.875% (1/2)</td></tr> </table>	年度	税率	初年度	0.50% (1/10)	第2年度	0.75% (1/4)	第3年度	0.875% (1/2)
	資本金額	取得価額																
～1,000万円	500万円以上																	
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上																	
5,000万円～	2,000万円以上																	
年度	税率																	
初年度	0.50% (1/10)																	
第2年度	0.75% (1/4)																	
第3年度	0.875% (1/2)																	
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上																	
地域未来投資促進法	製造業・情報通信関連・観光関連産業など ①地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ②地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 +家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 ※農林漁業関連業種は、5,000万円以上	●課税免除 (3年間) ※不動産取得税のみが対象 ※家屋は、事務所等の部分は除く。																

# 市税（固定資産税）

工事着工前に申請が必要です。  
詳細は、お問合せください！

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																
過疎法	①製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>取得価額</th></tr> <tr><td>～5,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～1億円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>1億円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	●課税免除 (3年間)								
	資本金額	取得価額																
～5,000万円	500万円以上																	
5,000万円～1億円	1,000万円以上																	
1億円～	2,000万円以上																	
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 ※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象																	
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr><th>資本金額</th><th>取得価額</th></tr> <tr><td>～1,000万円</td><td>500万円以上</td></tr> <tr><td>1,000万円～5,000万円</td><td>1,000万円以上</td></tr> <tr><td>5,000万円～</td><td>2,000万円以上</td></tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	●不均一課税 (3年間) <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>税率</th></tr> <tr><td>初年度</td><td>0.14% (1/10)</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35% (1/4)</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70% (1/2)</td></tr> </table>	年度	税率	初年度	0.14% (1/10)	第2年度	0.35% (1/4)	第3年度	0.70% (1/2)
	資本金額	取得価額																
～1,000万円	500万円以上																	
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上																	
5,000万円～	2,000万円以上																	
年度	税率																	
初年度	0.14% (1/10)																	
第2年度	0.35% (1/4)																	
第3年度	0.70% (1/2)																	
	②農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上																	
地域未来投資促進法	製造業・情報通信関連・観光関連産業など ①地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ②地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 +家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 ※農林漁業関連業種は、5,000万円以上	●課税免除 (3年間) ※家屋は、事務所等の部分は除く。																

御社の立地をお待ちしております！

最新情報はコチラ↓




志布志市役所  
港湾商工課みなと振興室企業立地推進係

— お問合せ先 —

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 TEL 099-472-1111  
HP <http://www.city.shibushi.lg.jp> E-mail [kigyouri@city.shibushi.lg.jp](mailto:kigyouri@city.shibushi.lg.jp)